

いずみさの昔と今 第264回

「大木・土丸の12月」

今回は、大木・土丸の12月について紹介します。12月といえは師走の忙しさに追われる年末ですが、今も昔もその忙しさは変わらないようです。かつて日根荘（ひねのしょう）に滞在した九条政基（くじょうまさもと）の滞在記録である『政基公旅引付』（まさもとこうたびひきつけ）には、16世紀の日根荘における師走の様子が描かれています。文亀元（1501）年12月15日条には、「当寺の例により、今日煤払いなり。」とあり、政基の居所であった長福寺（ちようふくじ）で煤払いが行われているほか、翌年12月27日には、大工が来年用の「真菜板（まないた）」を政基のもとへ持ってきたことが記されています。政基は、長福寺に滞在中、旅の宿所であるので、長福寺の規則に従うようにと命令しており、その結果、寺中の行事として煤払いをしています。郷に入っては郷に従えということでしょう。

その後、冬至の頃には南瓜を食べ、中風除（ちゆうぶよ）けを行いました。年末には節季払いがあり、通い帳に記載された代金の回収も行われました。大寒には、寒餅をつき、おかき、「棒」（厚めの切り餅）なども作りました。

大木・土丸地区の正月の準備は、12月13日事始めの日から始まりました。正月の準備をすると同時に1年を締めくくる掃除などをはじめ重要な行事です。『旅引付』にも、正月事始めの記載があり、1年の締めくくりと新たな1年の準備をすることは、いつの時代もかわらないようです。事始めがはじまると、大木・土丸では、朝暗がりの内から子供たちが「ヨセおくれ」と叫びながら一軒一軒の家をまわり、脱穀した藁の穂先を束ねて作った箒（ヨセ）をもらいました。このヨセや正月飾りをトンド焼きの材料にしました。この行事自体は日根野でもかつてみられました。次第に衰退し、最後まで残った大木・土丸でも現在では、廃絶しています。年の暮の風物詩であったこの行事は、まったく同じとは言えずとも和歌山県紀ノ川沿いでもみうけられ、同地域では「ホデ」と呼ばれていました。和泉山脈を越えた文化交流をうかがいしれる好例です。

中世は、門付芸を行う者が正月に家参りをするなどの風習が一般化していく時期であり、政基が存命中の16世紀の都では、年末から正月は宗教者・芸能者による家参りが盛んであったことが当時の記録からみてとれます。政基は、都から日根荘へ来たことで、その風習の違いに苦労したことでしょう。

政基が滞在した大木・土丸地区でも近年までは独特な民俗行事が残っていました。現在ではその多くが廃れつつあります。便利な世になった今、もう一度かつての民俗風習を振り返る必要があるのかもしれない。



▲大木地区の正月飾り

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの
☎469-7140 Fax469-7141
休館日 月曜日、祝日（祝日が月曜日の場合は月曜日と火曜日が休館）
開館時間
午前9時～午後5時
（入館は午後4時30分まで）
入館料 無料

フリーリング・オフとは、突然の電話勧誘や訪問販売など特定の取引などで、よく考える時間もなく契約してしまった時、法定契約書面を受け取った日から一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。フリーリング・オフができる取引は、法律や約款などに定めがある場合に限られます。

フリーリング・オフができる期間が8日間の主な取引

- 訪問販売：事業者の店舗や営業所以外の場所での原則全ての商品、サービスおよび特定権利（チケットなど）の契約
- 電話勧誘販売：事業者から電話で勧誘を受けた（電話をかけた）場合も含む）原則全ての商品、サービスおよび特定権利（チケットなど）の契約
- 特定継続的役務提供：5万円を超えるエステティックサービス、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介

消費生活センターだより

見守りリー→

相談はお早めにセンターへ!!

相談受付
午前9時～
午後4時30分

南海線「泉佐野」駅前
☎469-2240

フリーリング・オフできますか？

介サービスを一定期間継続する契約

- 訪問購入：店舗以外の場所で、政令で指定されたものを除く物品を事業者が消費者から買い取る契約。フリーリング・オフ期間中は事業者への物品の引渡しを拒むことができる
- フリーリング・オフができる期間が20日間の主な取引
- 連鎖販売取引：他の人を勧誘して販売組織に加入させると利益が得られるなどと言つて、商品を買わせる、サービスを受けさせる、加盟金を支払わせるなどの金銭的負担をさせる契約（マルチ商法、ネットワークビジネスともいう）
- 業務提供誘引販売取引：事業者が提供したりあつせんする仕事をすれば収入が得られると言つて勧誘し、その仕事をするのに必要であるとして商品を買わせる、サービスを受けさせるなどの金銭的負担をさせる契約

以上は特定商取引法により規制されています。また、保険、宅地建物取引などその他の法律によりフリーリング・オフできないケースもあります。

しかし、店舗での日常の買い物ではフリーリング・オフはできませんので、ご注意ください。

フリーリング・オフできるのか迷った時は消費生活センターに相談してください。

相談は、早めに消費生活センターへ